

## IASB Update 2017 年 9 月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2017 年 9 月 20 日（水）と 21 日（木）に英国ロンドンの IFRS 財団の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- [動的リスク管理](#)
- [IFRS 適用上の論点](#)
- [料金規制対象活動](#)
- [共通支配下の企業結合](#)
- [リサーチ・アップデート](#)
- [基本財務諸表](#)
- [概念フレームワーク](#)

### 動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

審議会は 2017 年 9 月 20 日に会合し、動的リスク管理（DRM）リサーチ・プロジェクトに関する教育プレゼンテーションを見た。このプレゼンテーションには下記に関する情報が含まれていた。

- a. DRM が期限前償還リスクを考慮しなければならない理由
- b. 期限前償還リスクの管理に対する一般的なアプローチ（それらの欠点を含む）

審議会は、「キャパシティ」の概念と、特に、それが財務諸表の情報内容にどのように影響を与えるのかについても議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

審議会は審議を継続する。

### IFRS 適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は 2017 年 9 月 20 日に会合し、適用及び維持管理プロジェクトについて議論した。

#### 会計方針の変更（IAS 第 8 号の修正） — 閾値の提案と時期に関する課題（アジェンダ・ペーパー12A）

審議会は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項によって会計方針の任意の変更（特に、IFRS 解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定により生じる変更）について生じる課題にどのように対処すべきかについて引き続き議論した。

#### 関連情報

##### 今後の IASB 会議：

2017 年 10 月 23 – 27 日

2017 年 11 月 13 – 15 日

2017 年 12 月 11 – 15 日

##### IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は  
[こちら](#)

##### 要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議  
の要約のオーディオ（ポ  
ッドキャスト）は [こちら](#)

具体的には、審議会は下記のことを検討した。

- a. アジェンダ決定によって生じる時期の課題に対処するために IAS 第 8 号の修正を提案すべきかどうか
- b. 企業がアジェンダ決定により生じた会計方針の任意の変更を遡及適用すべきかどうかを決定する際に使用するものとして、どのような閾値を提案することになるか

審議会は、アジェンダ決定によって生じる時期の課題に対処するための IAS 第 8 号の修正はせず、この暫定的決定の論拠を修正案に関する結論の根拠の中で説明することを決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこれらの決定に賛成し、2 名は反対した。

審議会は、企業はアジェンダ決定により生じた会計方針の任意の変更を遡及適用することになる旨を定めるように IAS 第 8 号の修正を提案することを暫定的に決定した。ただし、次の場合は除く。

- a. 当該期間に固有の影響又は変更の累積的影響を算定することが、実務上不可能である。
- b. 当該影響の算定のコストが、新しい会計方針を遡及適用することによる財務諸表利用者にとっての予想される便益を上回る。

会計方針の変更の影響を算定することが実務上不可能である場合、又は当該影響の算定のコストが財務諸表利用者にとっての予想される便益を上回る場合には、企業は新しい会計方針を適用する際に IAS 第 8 号の第 23 項から第 27 項の要求事項を適用することになる。

審議会は、企業がアジェンダ決定により生じた会計方針の変更を遡及適用することのコストと便益をどのように評価するのかに関する適用指針を示すことも暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名は欠席した。

#### 今後のステップ

審議会は今後の会議で発デュー・プロセスのステップについて検討する。

#### 返金の利用可能性 (IFRIC 第 14 号の修正) 及び制度改訂、縮小又は清算 (IAS 第 19 号の修正) — IFRIC 第 14 号の修正の影響及び IAS 第 19 号の修正の最終確定 (アジェンダ・ペーパー12B)

審議会は、IFRIC 第 14 号の修正による予想される影響についてアップデートを受けた。また、IAS 第 19 号の修正に関してのデュー・プロセスのステップについて議論した。

審議会は、IFRIC 第 14 号において、企業が積立超過の返金の利用可能性を評価するための、より原則ベースのアプローチを確立できるかどうかを評価するために、さらに作業を行うことを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーがこの決定に賛成した。

審議会は次のことも暫定的に決定した。

- a. IAS 第 19 号の修正を、IFRIC 第 14 号の修正とは分離して、再公開せずに最終確定する。
- b. 企業が IAS 第 19 号の修正を 2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを要求し、早期適用を認める。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名は棄権した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名が、審議会は適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、IAS 第 19 号の修正について書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を行ったと納得していることを確認した。1 名はこの決定についての投票を棄権した。

IAS 第 19 号の修正の公表に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

#### 今後のステップ

審議会は IAS 第 19 号の修正を 2017 年 12 月に公表する予定である。審議会は今後の会議で IFRIC 第 14 号の修正をさらに検討する。

### **IFRS 基準の年次改善 2015–2017 年サイクル— デュー・プロセスのステップ (アジェンダ・ペーパー 12C)**

審議会は、「IFRS 基準の年次改善 2015–2017 年サイクル」についての発効日とデュー・プロセスのステップについて議論した。

審議会は、「IFRS 基準の年次改善 2015–2017 年サイクル」の一部として次の 3 つの修正案を、再公開せずに最終確定することを暫定的に決定した。

- a. 従来保有していた持分の会計処理 (IFRS 第 3 号「企業結合」及び IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の修正)
- b. 資本に分類された金融商品に係る支払の法人所得税への影響 (IAS 第 12 号「法人所得税」の修正)
- c. 資産化に適切な借入コスト (IAS 第 23 号「借入コスト」の修正)

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. この修正は年次改善プロセスに含めるための要件を満たしている。
- b. 企業がこの修正を 2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを要求し、早期適用を認める。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこれらの決定に賛成し、1 名は棄権した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名が、審議会は適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、「IFRS 基準の年次改善 2015–2017 年サイクル」について書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を行ったと納得していることを確認した。1 名はこの決定についての投票を棄権した。

「IFRS 基準の年次改善 2015–2017 年サイクル」の公表に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

### **今後のステップ**

審議会は年次改善 2015-2017 年サイクルを 2017 年 12 月に公表する予定である。

## **料金規制対象活動 (アジェンダ・ペーパー9)**

審議会は 2017 年 9 月 20 日に会合し、「定義された料金規制」の対象となっている活動についての考えられる会計モデルの開発を進めた。審議会は何も決定を求められなかった。

審議会はアジェンダ・ペーパー9A (これまでの議論の要約、情報目的のみ) を受け取った。

### **規制資産の測定 (アジェンダ・ペーパー9B)**

審議会は、規制上の合意における料金調整メカニズムによって創出される規制資産についての測定基礎の選択に影響を与える可能性のある諸要因について議論した。審議会は、下記の場合に生じる規制資産に焦点を当てた。

- a. 所要の活動を行う際に企業にすでにコストが生じており、かつ、
- b. 規制上の合意により、当該コストを回収する目的で将来のある期間において顧客に請求する料金を引き上げる権利が会社に与えられている。

### **今後のステップ**

審議会は、規制資産及び規制負債の測定についての追加的な諸側面について次回の会議で議論することを計画している。

## 共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

審議会は2017年9月21日に会合し、共通支配下の企業結合の研究・プロジェクトについての教育セッションに出席した。これは、プロジェクトの位置付け、審議会が検討すべき論点、及び今後のステップの提案を対象としたものであった。

審議会は何も決定を求められなかった。

### 今後のステップ

審議会は、このプロジェクトに関する審議を10月に再開する予定である。

## リサーチ・アップデート（アジェンダ・ペーパー8）

審議会は2017年9月21日に会合し、2017年5月会議以降の研究・プログラムにおける進展についてのアップデートを受けた。審議会の作業計画（リサーチ・プログラムを含む）に関する情報は、[ここから入手できる](#)。

審議会は次のことを行った。

- a. 共通支配下の企業結合に関するプロジェクトについて作業を最近再開した旨を聞いた。
- b. リサーチ・パイプラインの中のプロジェクトを開始すべきかどうかを決定する際に考慮すべき要因について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

### 今後のステップ

審議会は、リサーチ・プログラムに関する次回のアップデートを3~4か月後に受ける予定である。

## 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は2017年9月21日に会合し、基本財務諸表プロジェクトについて議論し、財務業績の計算書に関しての2017年6月のボード会議からの議論を再開した。

### 財務業績の計算書の構成 — 投資カテゴリー及び追加的な小計の導入（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は、企業間の比較を容易にする小計（EBITなど）を財務業績の計算書に導入することを、経営者業績指標の小計の導入よりも優先することを暫定的に決定した。今後の会議で、審議会は、経営者業績指標をどのように財務諸表に含めることができるのかを議論する。審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、財務業績の計算書への投資カテゴリーの導入を検討することに、投票なしに合意した。

審議会は、投資カテゴリーとEBIT（又は財務・法人所得税前利益）の小計の両方を導入する場合には、財務収益又は財務費用は、財務業績の計算書における下記の独立の表示科目で構成すべきであると暫定的に決定した。

- a. 「資本構成に関連した収益」
- b. 「資本構成に関連した費用」

- c. 「確定給付資産の純額（又は企業の資本構成の一部ではない負債が資産との相殺の要件を満たす場合に生じる正味資産）に係る金利収益」
- d. 企業の資本構成の一部ではない負債に係る金利費用

14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。

#### 費用の機能別及び性質別の分析（アジェンダ・ペーパー21B）

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS第1号「財務諸表の表示」の第99項で要求されている「費用性質」法と「費用機能」法について記述する。14名の審議会メンバーが賛成した。
- b. 利用者に最も有用な情報を提供する方法（機能別又は性質別のいずれか）を用いて費用の分析を示すことを企業に引き続き要求する。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、1名が反対した。1名は欠席であった。
- c. 機能別又は性質別の方法論のいずれが利用者に最も有用な情報を提供するのかを決定するために企業が従うことのできる要件を開発する。当該要件の1つは、企業が性質別の内訳項目を首尾一貫して恣意的でなく各機能に配分して表示することができない場合には、費用の機能の分析は、適切ではないであろうというものである。14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、3名が反対した。1名は欠席であった。
- d. 「費用性質」法を使用する企業に対し、「費用機能」法を用いて追加的な情報を提供する要求を設けない。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- e. 企業に次のことを要求する。
  - i. 費用の主要な分析を財務業績の計算書に表示する。
  - ii. 費用に関して要求される追加的な情報（すなわち、企業が「費用機能」法を使用する場合の性質別の分析）を単一の注記で開示する。14名の審議会メンバーが賛成した。

#### 今後のステップ

審議会は今後の会議で引き続き議論する。

### 概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）

国際会計基準審議会（審議会）は2017年9月21日に会合し、改訂「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）のプレバロット・ドラフトに対するコメント（測定の不確実性及び有用な財務情報の基本的な質的特性の適用に関して）について議論した。

審議会は、改訂「概念フレームワーク」の第2章「有用な財務情報の質的特性」が次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 目的適合性と忠実な表現、特に、目的適合性と測定の不確実性との間でトレードオフを行うことが必要となる場合がある旨を明確化する。
- b. このようなトレードオフをどのように行うのかについては論じない。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 作業計画——2017年9月22日現在の目標時期

今回の会議で行った決定を反映した作業計画が2017年9月22日にIFRS財団のウェブサイトでも更新された。[こちらで閲覧できる](#)。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675